

令和6年度 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）

障害支援区分認定調査員 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

(1) 募集職種 — 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）障害支援区分認定調査員

※採用後の主な業務内容 — 障害福祉サービス利用に必要な障害支援区分認定調査の実施（常時公用自動車の運転を伴います）及び調査に関する業務

(2) 採用予定人数 — 1名

2 採用予定日 令和6年7月1日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす方が受験できます。

(1) 昭和39年7月2日以降生まれの方で、以下のいずれかに該当する方

- a. 障害支援区分認定調査員研修修了証書の交付を受けている方
- b. 介護支援専門員証の交付を受けている方
- c. 社会福祉士の資格を有する方
- d. 精神保健福祉士の資格を有する方

(2) 普通自動車運転免許証を有する方

(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方

(4) 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方

4 試験日及び試験会場

試験日	令和6年5月12日（日） 午前9時から
会場	四日市市総合会館4階会議室

(注) 受験人数等の都合により変更することがあります。

5 試験内容

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

試験科目	試験時間	内容
教養試験	50分	国語（日本語）能力、数的処理能力についての筆記試験を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	概ね15分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価を行います。

6 合格発表 — 令和6年5月下旬 郵便にて本人に通知

※合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

(1) 提出書類（下記①～⑤）

①受験申込書 1部〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm）を貼りつけること。〕

※ 学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。

②受験票 1部〔市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと。〕

③封筒（長型3号） 2通〔受験票、試験結果送付用。2部とも宛名を明記し、84円切手を貼ること。〕

④証明書など

【障害支援区分認定調査員の資格を有する方】

障害支援区分認定調査員研修修了証書 1部（コピー）

【介護支援専門員の資格を有する方】 介護支援専門員登録証明書 1部（コピー）

【社会福祉士の資格を有する方】 社会福祉士登録証 1部（コピー）

【精神保健福祉士の資格を有する方】 精神保健福祉士登録証 1部（コピー）

⑤在留資格を証明する書類（住民票など） 1部（外国籍の人のみ）※個人番号情報は不要です。

⑥運転免許証 1部（コピー）

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市健康福祉部 障害福祉課 管理係

四日市市諏訪町1番5号（〒510-8601） 四日市市役所本庁舎3階

(3) 受付期間

令和6年3月18日（月）～令和6年4月30日（火）〔当日必着〕

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。（郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします）

※ 持参いただく場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。（ただし、祝日を除く。）

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

(1) 期 間 合格発表日から1か月間

(2) 場 所 四日市市健康福祉部障害福祉課

(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類（運転免許証等）を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市健康福祉部 障害福祉課 管理係 TEL059-354-8171

参 考

○ 採用後の給与（令和6年4月予定）

◇ 初任給199,980円（金額は地域手当（10%）を含む）

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（前職とは、障害支援区分認定調査員、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかになります）

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.5月分）、退職手当などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

○ 勤務時間・休暇

◇ 勤務時間 1週あたり38.75時間、原則として祝日を除く月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分。

◇ 休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

○ 任用期間及び再度の任用

◇ 採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和7年3月31日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和9年3月31日まで。）

（その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。）

なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません）

■参考

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者